

共催・後援申請の流れ

燕市教育委員会

共催・後援の承認申請書の提出

【提出書類】

- ① 共催・後援承認申請書(様式第1号)
- ② 事業の内容のわかる書類
 - * 事業実施計画書、開催案内、チラシ、パンフレット等
 - * 新規申請の場合は、申請団体の確認できるもの
(会則、構成員名簿、過去の活動内容等)
- ③ 入場料・参加費等の必要な場合は、事業の収支予算書

教育委員会へ提出

共催の場合は、関係する課と
事前協議が必要

新規の共催・後援申請の場合

過去に承認を受けていない内容(名称)で共催・後援申請の場合には、教育委員会会議に諮り、承認・不承認の決定を受けます。(結果については、郵送で通知)
(会議は毎月下旬開催、提出締切は毎月10日)

継続事業の共催・後援の申請の場合

申請した事業が過去に承認を受けた内容の事業の場合は、申請から1週間程度で承認通知を連絡します。

共催・後援の申請内容
燕市教育委員会の名称使用承認・
施設使用料の減免・人的協力等